

立川市生涯学習指導協力者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習を推進するため、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動等（以下「各種活動」という。）の様々な分野での専門知識及び技術を持つ有識者（以下「指導協力者」という。）の情報を登録し、地域、団体等に積極的にその情報を提供すること（以下「情報提供」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導協力者)

第2条 指導協力者として登録できる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 各種活動について、専門的知識及び技術を有する者であって、市内の団体又はサークル等（以下「団体等」という。）の活動に対して指導協力ができること。
- (2) 生涯学習活動に深い理解と熱意を持っていること。
- (3) 市内に在住、在勤又は在学している者であって、20歳以上の者であること。ただし、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めたときは、この限りでない。
- (4) 指導協力者の身分を利用して、営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(登録申請)

第3条 指導協力者として登録を受けようとする者は、生涯学習指導協力者登録票（第1号様式）により、委員会に申請するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、次項に規定する登録基準日から3年間とする。この場合において、登録基準日以降、有効期間の途中で登録された指導協力者は、登録された日から次の基準日までの期間とする。

- 2 登録基準日は、平成9年7月1日と定め、以降3年ごとの7月1日とする。

(登録事項の変更)

第5条 指導協力者として登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した内容に変更があった場合は、生涯学習指導協力者登録票により速やかに変更登録をするものとする。

（登録の取消し）

第6条 登録者が次の各号の一に該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から指導協力者を辞退する申出のあったとき。
- (2) 登録者が、第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他委員会が指導協力者として不相当と認めたとき。

（情報提供）

第7条 各種活動を行う団体等から指導協力者に係る情報の提供の依頼があったときは、生涯学習指導者情報提供記録簿（第2号様式）に記録のうえ、情報提供を行うものとする。この場合において、指導等に係る指導協力者との交渉は、当該団体等が直接行うものとする。

2 前項の規定により情報提供を受けた団体等は、交渉結果を速やかに委員会に届け出るものとする。

（情報提供の拒否）

第8条 団体等の情報提供の希望に係る活動内容が次の各号の一に該当するときは、情報提供を行わないものとする。

- (1) 営利を目的として登録情報を利用する活動
- (2) 特定の政党を支持又は反対する活動
- (3) 特定の宗教、教派、宗派若しくは教団を支持又は反対する活動
- (4) その他委員会が情報を提供するのに不相当と認めた活動

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規

定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 5 月22日から施行する。